◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.345　（2022年度No.23）**　 　2022/6/16

食の行政情報ならびに食中毒情報をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆

**過剰包装**

|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)
 | **2-5** |
| **2**[**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係) | **5-10** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **10-11** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **11-17** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **17-21** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)**細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他****各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **21-31** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

6月10日　　かわら版344号・かわら版ニュース＆トピックス243号を発行。

6月10日　　記念講演会のZOOMアドレスを配信。

6月14日　　かわら版ニュース＆トピックス244号を発行。

6月16日　　かわら版345号・かわら版ニュース＆トピックス245号を発行。

6月17日　　NPO法人食科協創立20周年記念式典並びに講演会実施。

**【2022年６月17日開催の20周年記念式典についてのお知らせ】**

**記念式典は明日6月17日ZOOMで開催いたします**

**11時から12時（予定）まで**

**6月10日10:45にZOOMのアドレスを一斉配信いたしました**

**記念講演とアドレスは同じです**

**届いたかどうかご確認ください　動くかどうかもお試しください**

**【****NPO法人食科協創立20周年記念式典実施要領】**

2022年6月17日（金）午前11時から

於：一般財団法人日本科学技術連盟本部　セミナールームE

司会進行　NPO法人食科協創立20周年記念事業実行委員長

　1　開会の辞

　2　挨　拶　　　　NPO法人食科協　理事長　馬場　良雄

　3　創立10周年以降の活動状況の概要報告

NPO法人食科協専務理事　渡邊　清孝

　祝　辞　来賓：関係行政庁（食品安全委員会　委員長）

　　　　　　　　　　　　　 　 （厚生労働省　監視安全課長）

　　　　　 　 　　賛助会員代表（東京サラヤ株式会社　代表取締役社長）

　4　感謝状授与

伊藤蓮太郎元専務理事（食科協創設メンバー）

　　　　　　　　 全国製麺協同組合連合会

 一般財団法人日本科学技術連盟

　5 創立20周年にあたってのコミットメント発表

　6　閉会の辞

**【2022年６月17日開催の20周年記念講演会についてのお知らせ】**

**ZOOM参加の場合の申し込みは不要です**

**6月10日 10:45にZOOMのアドレスを一斉配信いたしました**

**届いたかどうかご確認ください**

**記念講演会は12時50分に開場いたします**

**アドレスは式典と同じなのでつなぎっぱなしでも　再入場も可能です**

**講演会は13:00～17:10まで会場での参加はまだ若干の余裕があります**

　**食科協創立２０周年記念講演会概要**

１、テーマ

「食の安全に係るリスクコミュニケーションのあり方について（仮題）」

　　　　～科学的根拠に基づく食の安全情報をどのように伝えるのか～

２、開催日時：２０２２年６月１７日（金）　12:50～

３，開催場所：日科技連本部ビル　セミナールームE

　　　　　（住所：東京都新宿区西新宿2-7-1　　小田急第一生命ビル4階）

４、開催方法：①会場における聴講参加（募集人員３０名程度）

　　　　　　　②Zoomによるライブ配信（特に定員は求めない）

５、講演会次第　　午後１２時３０分開場　ライブ配信　１２時５０分から

　　12:50 開会挨拶：食科協理事長　馬場　良雄

　　13:00～14:00

基調講演：「食品安全委員会としてのリスクコミュニケーションを含むリスクアセスメントへの取り組み」

　食品安全委員会　山本委員長

　　14:00～14:50

「メディアは食品安全情報をどのように伝えるのか」

日経BPメディアビジネス　Nブランドスタジオ

 　　　　　　　　　　　　　シニア・エディター　中野　栄子氏

14:50～15:00　　（休憩）

　　15:00～15:50

　　「科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションへのあり方」

　　　　　　　　NPO法人食の安全と安心を科学する会理事長 山崎　毅氏

※講演の題目はあくまでも仮題です

15:50～16:00　　（休憩）

　16:00～17:10　講演者によるパネルディスカッション

　　＊それぞれの立場から講演内容の補足とリスクコミュニケーションに対する考え方の表明、事前に受けた質問への応答

座長・コーディネーター：森田　満樹（食科協）

　　17:10　閉会挨拶　食科協　専務理事　渡邊　清孝

記念講演会実施に際して、講演資料及び食科協のこれまでの歩みなどの活動状況をまとめたものをDVDにして（配布済　届いていない方　不備のある方は至急お知らせください）

**■令和4年度HACCP推進者育成講習会　食品製造・加工業向け 食品衛生講習会（オンライン）**

**東京都　佐藤先生からいただいた情報です**

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/haccp_suishinkoushukai.html>

　申込はこちらから

　<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=suisinmousikomi>

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化されましたが、HACCPの取組は進んでいますか？HACCPを始めてみると、これまで気づかなかった現場の課題が見えてくるのではないでしょうか？

本講習会では、現場の課題を解決していくためのノウハウを講義と演習で学びます。

チラシはこちらからご覧ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/files/haccp_suishinkoushukai220607.pdf>

対象者

都内の食品製造・加工業の営業者、従業員の方

※同一施設から複数名まとめて申し込むことも可能です。

　　（ただし、定員を超える場合は人数調整させていただきます。）

内容

▼Web会議システム（Microsoft Teams）を使用したオンラインでのライブ講習となります。 ネット環境があれば、簡単に受講できます。操作方法もわかりやすくご案内します。

講習① 「一般衛生管理の自己点検と改善事例」｛約３時間（休憩時間を含む）｝

　衛生管理の基本的な項目について、漏れがないか自己点検してみましょう。

　改善事例は、動画等でわかりやすく解説します。

　●講師/加藤光夫氏（株式会社フーズデザイン）

講習② 「HACCP運用のポイントと効果：改善の仕組みづくりとは」｛約３時間（休憩時間を含む）｝

　HACCP継続のポイントとなる「従業員教育」「コミュニケーション」「改善の仕組みづくり」などについて、課題と対策を解説します。

　●講師/遠部裕司氏（フーズアーキテクト株式会社）

開催日時

　 [AM]9:30-12:30

　 [PM]14:00-17:00

　

　申込方法

申込はこちらから

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=suisinmousikomi>

申込締切：各開催日の１週間前 例）開催日2023年2月12日(日)⇒申込期限2023年2月5日(日)

定員（各回50名）になり次第、 締切りとさせていただきます。

受講の流れ

1. web申込　（上記「申込方法」からお申し込みください。）

　↓

1. 受講決定のお知らせ・詳細のご案内

　　　申込時にご登録のメールアドレス宛にお知らせします。

　↓

1. 受講

　　　　Web会議システム（Microsoft Teams）を使用したオンラインでのライブ講習となります。受講の際は、マイク機能をご準備ください。

　　　↓

1. アンケート

　　　受講後、アンケートにご協力をお願いします。

　　　↓

1. 受講証発行

　受講された方には受講証を発行します。

受講の注意事項

受講は無料ですが、受講時にインターネットが利用できる環境が必要となります。データ通信料は受講者負担となります。

講習会の動画、画像、音声等の録画、録音、スクリーンショット等による記録、二次使用等は固くお断りします。

その他詳細は、別途受講者に案内します。

本事業に関する問合せ先

福祉保健局健康安全部食品監視課　HACCP制度推進担当　電話番号：03-5320-4475

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**★***Link***2022年3月31日　国立国際医療研究センター　COVIREGI-JPダッシュボード**

COVID-19 レジストリ研究　“ダッシュボード” 本データの注意点
<https://www.ncgm.go.jp/pressrelease/2021/20220331.html>
ダッシュボード
<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiNGJlMmZmNDctMDk0NC00MjkwLTk0NDgtYmM1MGFkYjNhN2RiIiwidCI6IjZmOGFmOWFkLTU2NDctNGQ2My1hYjIxLWRiODk0NTM3MzJmNyJ9>
NCGM COVID-19 治療フローチャート（中等症以上成人)
<https://www.ncgm.go.jp/covid19/pdf/20220322NCGM_COVID-19_Flow_chart_v5.pdf>

**■***NEW***小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年6月10日）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26166.html>

　　世界各国において小児における原因不明の急性肝炎が継続して報告されています。世界保健機関（WHO）では、この急性肝炎の原因特定を目的として、暫定的な症例定義を定め、各国に症例定義に該当するケースの報告を求めています。

　厚生労働省ではこうした事案について、令和４年４月20日に自治体等に対し、注意喚起及び情報提供依頼、4月27日に当該事例の感染症サーベイランス及び積極的疫学調査についての事務連絡を発出しているところです。

　　暫定症例定義（※）に該当する2021年10月１日から2022年６月９日10時までの累積報告症例数を別添の通り公表します。今後も、定期的に症例報告の状況をとりまとめて公表していきます。

　　厚生労働省としては、引き続き、各国政府やＷＨＯ、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

　　報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

※ 暫定症例定義は以下のとおりとする。「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について（協力依頼）」（令和４年４月27日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

2021年10月1日以降に診断された原因不明の肝炎を呈する入院例のうち、以下の１、２、３のいずれかを満たすもの：

１ 確定例 現時点ではなし。

２ 可能性例 アスパラギン酸トランスアミナーゼ(AST)又はアラニントランスアミナーゼ(ALT)が500 IU/Lを超える急性肝炎を呈した16歳以下の小児のうちA型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

３ 疫学的関連例 ２の濃厚接触者である任意の年齢の急性肝炎を呈する者のうち、A型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年6月10日報道発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000949632.pdf>

関連情報

その他の感染症（13　欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html>

**■***NEW***第80回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第５回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）　資料　2022/6/10**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00043.html>

**■「2021年　海外情勢報告」（本文）　2022/6/9**

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/>

**■令和4年6月13日指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ（第２回）資料（非公開）　2022/6/9**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26033.html>

**■第75回WHO総会結果（概要）　2022/6/9**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html>

**■令和３年度第31回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 議事録　2022/6/9**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26144.html>

**■令和３年度第29回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 議事録　2022/6/9**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26141.html>

**■第80回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和4年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について　2022/6/8**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26041.html>

**■薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和４年度第１回運営委員会資料議題　2022/6/7**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26025.html>

**■2022年3月28日　第25回厚生労働統計の整備に関する検討会　議事録　2022/6/7**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26009.html>

**■食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案等（炭酸水素カリウム等関係）に関する御意見の募集について　2022/6/6**

　<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220054&Mode=0>

**受付開始日時　2022年6月6日0時0分　受付締切日時　2022年7月5日23時59分**

**■その他の感染症　2022/6/3**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html>

**■小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年6月3日）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26059.html>

　　世界各国において小児における原因不明の急性肝炎が継続して報告されています。世界保健機関（WHO）では、この急性肝炎の原因特定を目的として、暫定的な症例定義を定め、各国に症例定義に該当するケースの報告を求めています。

　厚生労働省ではこうした事案について、令和４年４月20日に自治体等に対し、注意喚起及び情報提供依頼、4月27日に当該事例の感染症サーベランス及び積極的疫学調査についての事務連絡を発出しているところです。

　　暫定症例定義（※）に該当する2021年10月１日から2022年６月２日10時までの累積報告症例数を別添の通り公表します。今後も、定期的に症例報告の状況をとりまとめて公表していきます。

　　厚生労働省としては、引き続き、各国政府やＷＨＯ、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

　　報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

※ 暫定症例定義は以下のとおりとする。「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について（協力依頼）」（令和４年４月27日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

2021年10月1日以降に診断された原因不明の肝炎を呈する入院例のうち、以下の１、２、３のいずれかを満たすもの：

１ 確定例 現時点ではなし。

２ 可能性例 アスパラギン酸トランスアミナーゼ(AST)又はアラニントランスアミナーゼ(ALT)が500 IU/Lを超える急性肝炎を呈した16歳以下の小児のうちA型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

３ 疫学的関連例 ２の濃厚接触者である任意の年齢の急性肝炎を呈する者のうち、A型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年6月3日報道発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000946999.pdf>

関連情報

その他の感染症（13　欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html>

**■疾病・障害認定審査会 (感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会)　審議結果　2022/6/2**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25968.html>

　<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000946675.pdf>

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１２９2報）　2022/6/14**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25980.html>

　**１　自治体の検査結果**

**小樽市、岩手県、栃木県、宇都宮市、群馬県、川越市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、大阪府、大阪市**

**※ 基準値超過　１件**

**No.97　　　新潟県　　 コシアブラ 　　（Cs ： 120 Bq / kg )　魚沼市**

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１２９１報）　2022/6/10**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25860.html>

**１　自治体の検査結果**

**小樽市、岩手県、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、長野県、愛知県、名古屋市、滋賀県、大阪府、大阪市**

**※ 基準値超過　５件**

**No. 10 　 福島県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 300 Bq / kg )　西会津町**

**No. 281 　　新潟県　　 コシアブラ 　　（Cs ： 110 Bq / kg )　湯沢町**

**No.1015 　　長野県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 210 Bq / kg )****軽井沢町**

**No.1016 　　長野県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 170 Bq / kg )　軽井沢町**

**No.1017 　　長野県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 120 Bq / kg )**　**軽井沢町**

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１２９０報）　2022/6/3**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25693.html>

**１　自治体の検査結果**

**岩手県、宮城県、仙台市、山形県、群馬県、川越市、千葉県、東京都、杉並区、横浜市、新潟県、大阪市、徳島県**

**※ 基準値超過　11件**

**No. 118 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 170 Bq / kg )　栗原市**

**No.1699 　　宮城県 　　タラノメ 　　　（Cs ： 120 Bq / kg )****栗原市**

**No.1700 　　宮城県 　　タラノメ 　　　（Cs ： 370 Bq / kg )　栗原市**

**No.1701 　　宮城県 　　タラノメ 　　　（Cs ： 180 Bq / kg )　栗原市**

**No.1731 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 140 Bq / kg )　栗原市**

**No.1733 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 260 Bq / kg )　栗原市**

**No.1734 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 150 Bq / kg )　栗原市**

**No.1735 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 220 Bq / kg )　栗原市**

**No.1736 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 190 Bq / kg )　栗原市**

**No.1737 　　宮城県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 200 Bq / kg )　栗原市**

**No.1763 　　新潟県 　　コシアブラ 　　（Cs ： 110 Bq / kg )　南魚沼市**

**３ 国立医薬品食品衛生研究所における検査**

**※　基準値超過　１件**

**No. 6 　　山形県　　 コシアブラ　　 （Cs ： 130 Bq / kg )　米沢市**

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.12/ 2022（2022.06.08）　2022/6/8**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202212m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202212m.pdf%20)

**目次**

**【米国食品医薬品局（US FDA）】**

1. 米国食品医薬品局（US FDA）が乳幼児用調製粉乳に関連して報告されているクロノバクター（Cronobacter sakazakii）感染に関する苦情を調査（2022 年 5 月 24 日付更新情報）

**【米国疾病予防管理センター（US CDC）】**

1. 有機栽培の生鮮イチゴに関連している可能性がある A 型肝炎アウトブレイク（2022 年5 月 31 日付初発情報）

2. ピーナッツバターに関連して複数州にわたり発生しているサルモネラ（Salmonella Senftenberg）感染アウトブレイク（2022 年 5 月 26 日付更新情報）

**【カナダ公衆衛生局（PHAC）】**

1. 公衆衛生通知：有機栽培の輸入生鮮イチゴに関連して発生している A 型肝炎アウトブレイク（2022 年 6 月 2 日付更新情報、5 月 27 日付初発情報）

2. 公衆衛生通知：スポットエビ（spot prawn）に関連して複数州にわたり発生しているノロウイルス感染と胃腸疾患のアウトブレイク（2022 年 6 月 1 日付初発情報）

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）／欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. サルモネラおよびカンピロバクターの抗生物質耐性レベルは依然として高い

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

**【欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. 汚染率に関する 2021 年の検体ベースデータの報告ガイドライン

**【英国保健安全保障局（UK HSA）】**

1. 英国保健安全保障局（UK HSA）が韓国疾病予防管理庁（KDCA）との覚書に署名

**【英国食品基準庁（UK FSA）】**

1. 英国食品基準庁（UK FSA）が国の行動計画（NAP：National Action Plan）の一環として英国の市販子羊肉・七面鳥肉における抗菌剤耐性（AMR）に関する初めての調査結果を発表

**【ProMED-mail】**

1.コレラ、下痢、赤痢最新情報（19）（18）

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.12/ 2022（2022.06.08）　2022/6/8**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202212c.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202212c.pdf%20)

**＜注目記事＞**

**【ANSES】 PFASs：注目される化学物質**

パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）には 4,000 以上の化合物が含まれる。付着防止性、防水性及び耐熱性といった化学的特性をもつことから、1950 年以降、繊維、食品包装、泡消火剤、付着防止コーティング、化粧品、植物保護製品など、様々な製品に広く使用されてきた。しかし、環境での残留性が高く、食品や水が汚染される可能性がある。フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）が Q&A 形式で PFAS の概要と EUの規制状況を簡潔に紹介。

**【ECHA】グリホサート：ハザード分類に変更なしを提案**

欧州化学品庁（ECHA）のリスク評価委員会（RAC）はグリホサートの現行分類である、眼に対する重篤な損傷性と水生生物への有害性、を維持することに合意した。科学的根拠の広範なレビューに基づき、RAC は再びグリホサートを発がん物質と分類することは正当化されないと結論した。新しい RAC の意見は、現在グリホサートを評価している 4つの加盟国（スウェーデン、フランス、ハンガリー、オランダ）及び RAC の 2017 年の意見と一致している。2023 年 7 月に予定している欧州食品安全機関（EFSA）の評価結果が出された後に、欧州委員会がグリホサートの再認可の可否を検討し、規則案を提示する。

**【EC】 おもちゃの二酸化チタンの安全性についての予備的意見にパブリックコメント**

**募集**

欧州委員会の要請を受け、健康・環境・新興リスクに関する科学委員会（SCHEER）は、おもちゃに含まれる二酸化チタン（TiO2）について、吸入暴露と経口暴露による安全性について予備的意見を公表し、パブリックコメントを募集する。

**【FDA】 表示されない成分が含まれる可能性があるとして、FDA は Artri 及び Ortiga**

**製品を購入しないよう消費者に注意喚起する**

米国食品安全局（FDA）は、関節炎、筋肉痛、骨粗鬆症、骨癌などの治療効果を謳っている「Artri」又は「Ortiga」製品について、製品ラベルに記載されていない医薬品成分のデキサメタゾン、ジクロフェナクナトリウム、メトカルバモールが含まれているとして、購入又は使用しないよう消費者に警告する。FDA に肝毒性や死亡などの有害事象報告が届いている。

**【WHO】世界食品安全デー2022**

2022 年 6 月 7 日の「世界食品安全デー」は、「より安全な食品で、より健康に（safer food better health）」をテーマに、食品由来のリスクを予防、検出、管理し、人々の健康を向上させるために活動する。キャンペーンやガイドライン、ウェビナー開催の情報などを掲載

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第863回）の開催について　2022/6/16**

**最近、発表が遅く、締め切りが早くなっております。参加をご希望の場合は、各自ご確認ください**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和4年6月14日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

３．議事

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

 　・動物用医薬品 １品目

 　 オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）

 　・アミノグリコシド系抗生物質が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

 　（農林水産省からの説明）

（２）ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について

　　　 ・「硫酸銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（案）」について

（４）その他

４．動画視聴について

：本会合の様子の動画視聴を希望される方は、6月13日（月）12時までに内閣府共通意見等登録システム（<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1176.html>にて、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを御登録いただきますようお願いいたします。視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに、視聴に必要なURLを、6月14日（火）12時までに御連絡いたします。なお、当日の資料につきましては、同日14時までに食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>）に掲載いたします。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物の新たな評価方法による食品健康影響評価について」を掲載しました　2022/5/25**

<https://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和4年5月7日から令和4年5月20日）2022/6/3**

[https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from\_year=2022&from\_month=5&from\_day=7&to=struct&to\_year=2022&to\_month=5&to\_day=20&max=100](https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=5&from_day=7&to=struct&to_year=2022&to_month=5&to_day=20&max=100%20)

**４．****農水省関係**<https://www.maff.go.jp/>

**★***Link***ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業事業者向け相談窓口**

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html>

**■***NEW***群馬県における豚熱の確認（国内82例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について　2022/6/15**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220615_1.html>

　　本日、群馬県桐生市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け農林水産省は本日、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫方針について決定します。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：群馬県桐生市

飼養状況：約5,000頭

2.経緯

（1）群馬県は、同県桐生市の農場から、死亡頭数が増加している旨の通報を受け、昨日（6月14日（火曜日））、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。

（2）群馬県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（6月15日（水曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました

**■***NEW***米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/6/15**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220615.html>

　農林水産省は、6月15日（水曜日）にアメリカ合衆国（以下「米国」という。）ワシントン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

米国ワシントン州の家きん飼養施設において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨米国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

米国家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年6月15日（水曜日）にワシントン州からの家きん肉等の輸入を以下のように一時停止（※1）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和4年5月9日以降、一時輸入停止措置をしています。

【家きん肉、家きん卵等（※2）】

ワシントン州ヤキマ郡（発生郡）

※1 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

※2 米国家畜衛生当局から提供された情報により、当該発生が野鳥に由来するものであって、防疫措置により適切に郡内で封じ込められていることが確認できたため、二国間で設定した輸入条件に基づき、本措置の対象範囲を発生郡としています。

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■***NEW***ハンガリーからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について　2022/6/14**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220614.html>

　　農林水産省は、今般、ハンガリーのボルショド・アバウーイ・ゼンプレーン県における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

1.経緯

ハンガリーのサボルチ・サトマール・ベレグ県の家きん飼養施設において確認された高病原性鳥インフルエンザに伴い設定された制限区域がボルショド・アバウーイ・ゼンプレーン県に及んだことから、令和3年11月以降、同県からの生きた家きん、家きん肉等について輸入を一時停止していました。

2.対応

今般、ハンガリー家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、ボルショド・アバウーイ・ゼンプレーン県の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付で当該一時輸入停止措置（※）を解除しました。

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■***NEW***米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/6/14**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220614_5.html>

　　農林水産省は、6月13日（月曜日）にアメリカ合衆国（以下「米国」という。）オレゴン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

米国オレゴン州の家きん飼養施設において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、米国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

米国家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年6月13日（月曜日）にオレゴン州からの家きん肉等の輸入を以下のように一時停止（※1）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和4年5月9日以降、一時輸入停止措置をしています。

【家きん肉、家きん卵等（※2）】

オレゴン州ポーク郡（発生郡）

**■***NEW***香港向け家きん由来製品の輸出再開について（秋田県及び青森県） 2022/6/10**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220610.html>

**本日より、秋田県及び青森県からの香港向けの家きん由来製品の輸出が再開されましたのでお知らせします。**

**概要**

**令和3年11月10日の秋田県における高病原性鳥インフルエンザ発生以降、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港やシンガポール当局からは非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。**

**これまで、高病原性鳥インフルエンザが発生した12県のうち、9県について香港当局から清浄性が認められ、輸出を再開してきたところ、今般、秋田県及び青森県についても清浄性が認められ、当該県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。**

**これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。**

**引き続き、残る北海道についても、早期に輸出再開できるよう協議を行ってまいります。**

**＜2021年1-12月の輸出額＞**

**香港向け鶏肉：9.8億円（鶏肉の総輸出額13.0億円）**

**香港向け鶏卵：57.3億円（鶏卵の総輸出額58.7億円）**

**出典：財務省「貿易統計」**

**＜これまでの経過＞**

**令和3年11月10日：日本全国からの家きん由来製品の輸出を一時停止**

**令和3年11月10日：秋田県以外で生産及び処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**令和4年1月31日：秋田県、兵庫県、熊本県、埼玉県、広島県及び青森県で生産及び処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**令和4年3月4日：鹿児島県及び愛媛県で生産及び処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**令和4年3月18日：千葉県及び岩手県で生産及び処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**令和4年4月8日：青森県からの家きん由来製品の輸出を一時停止**

**令和4年4月16日：北海道からの家きん由来製品の輸出を一時停止**

**令和4年4月19日：秋田県からの家きん由来製品の輸出を一時停止**

**令和4年5月12日：宮城県で生産及び処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**令和4年6月10日：秋田県及び青森県で処理された家きん由来製品の香港向け輸出を再開**

**参考**

**動物検疫所ホームページ**

**URL：**<https://www.maff.go.jp/aqs/>

**■シンガポール向け家きん由来製品の輸出再開について（秋田県及び青森県）　2022/6/9**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220609.html>

　　本日より、秋田県及び青森県からのシンガポール向けの家きん由来製品の輸出が再開されましたのでお知らせします。

概要

令和3年11月10日の秋田県における高病原性鳥インフルエンザ発生以降、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港やシンガポール当局からは非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

これまで、高病原性鳥インフルエンザが発生した12県のうち、9県についてシンガポール当局から清浄性が認められ、輸出を再開してきたところ、今般、秋田県及び青森県についても清浄性が認められ、当該県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所においてシンガポール向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

引き続き、残る北海道についても、早期に輸出再開できるよう協議を行ってまいります。

＜2021年1-12月の輸出額＞

シンガポール向け鶏肉：輸出実績なし（鶏肉の総輸出額13.0億円）

シンガポール向け鶏卵：1.3億円（鶏卵の総輸出額58.7億円）

出典：財務省「貿易統計」

＜これまでの経過＞

令和3年11月10日：日本全国からの家きん由来製品の輸出を一時停止

令和3年11月12日：秋田県以外で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

令和4年1月26日：秋田県、兵庫県、熊本県、埼玉県、広島県及び青森県で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

令和4年2月22日：鹿児島県及び愛媛県で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

令和4年3月22日：千葉県及び岩手県で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

令和4年4月8日：青森県からの家きん由来製品の輸出を一時停止

令和4年4月16日：北海道からの家きん由来製品の輸出を一時停止

令和4年4月19日：秋田県からの家きん由来製品の輸出を一時停止

令和4年5月6日：宮城県で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

令和4年6月9日：秋田県及び青森県で生産及び処理された家きん由来製品のシンガポール向け輸出を再開

参考

動物検疫所ホームページ　URL：<https://www.maff.go.jp/aqs/>

**■フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について　2022/6/7**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220607.html>

　　農林水産省は、今般、フランスのオー・ラン県における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

1.経緯

フランスのオー・ラン県の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和3年3月以降、同県からの生きた家きん、家きん肉等について輸入を一時停止していました。

2.対応

今般、フランス家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、オー・ラン県の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付で当該一時輸入停止措置（※）を解除しました。

　**※発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。**

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■北海道網走市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内25例目）に係る移動制限の解除について　2022/6/6**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220606_3.html>

**北海道は、網走市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内25例目）に関し発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和4年6月6日（月曜日）午前0時（6月5日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。**

**1.経緯及び今後の予定**

**（1）北海道は、網走市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内25例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました**

**（2）北海道は、網走市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和4年5月30日（月曜日）20時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。**

**（3）今般、北海道は、国内25例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和4年5月15日の翌日から起算して21日が経過する令和4年6月6日（月曜日）午前0時（6月5日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。**

**2.その他**

**（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。**

<https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html>

**（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします**

**（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。**

**3.参考**

**北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内25例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220514.html>

**北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内25例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220518.html>

**北海道網走市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内25例目）に係る搬出制限の解除について**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220531.html>

**■岩手県一関市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内24例目）に係る移動制限の解除について　2022/6/6**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220606.html>

岩手県は、同県一関市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内24例目）に関し、発生施設から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和4年6月4日（土曜日）午前0時（6月3日（金曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）岩手県は、同県一関市の家きん飼養施設において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内24例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生施設の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生施設の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）岩手県は、同県一関市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和4年5月28日（土曜日）16時に発生施設の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、岩手県は、国内24例目の移動制限区域について、全ての発生施設の防疫措置が完了した令和4年5月13日の翌日から起算して21日が経過する令和4年6月4日（土曜日）午前0時（6月3日（金曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

2.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

<https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html>

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3.参考

岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内24例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220512_5.html>

岩手県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内24例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220513_1.html>

岩手県一関市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内24例目）に係る搬出制限の解除について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220530.html>

**■英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/6/2**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220602.html>

**農林水産省は、6月1日（水曜日）に英国のシェトランド諸島からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。**

**1.経緯**

**英国のシェトランド諸島の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。**

**2.対応**

**英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年6月1日（水曜日）にシェトランド諸島からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました**

**（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。**

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■ウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障についてEUと意見交換　2022/6/1**

<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/220601.html>

　　令和4年5月31日（火曜日）、日EU・EPA農業協力専門委員会第3回会合をベルギーで開催しました。我が国からは新井農林水産審議官が出席し、ウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障や持続可能な農業に関する日EU間の協力促進について議論しました。

1.日EU・EPA農業協力委員会とは

「日EU・EPA農業分野における協力に関する専門委員会（農業協力委員会）」は、日EU・EPA協定第19章（農業分野における協力に関する章）に基づき、主に日EU間の農業分野における円滑な日EU・EPAの実施のために意見交換を行う次官級会議です。本委員会は、令和元年に第1回が開催され、原則年一回、日本とEUで相互に開催することとしています。

2.第3回農業協力委員会の概要

今回の日EU・EPA農業協力委員会には、日本側から新井農林水産審議官（日本側代表）、EU側からヴォルフガング・ブルチャー欧州委員会農業・農村開発総局長（EU側代表）、及びそれぞれの関係者が出席しました。

今回の会議では、日EU間の農業分野の協力促進のため、ウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障、持続可能な農業政策等を議論しました。

具体的には、ウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障に関する日EUの取組として、ウクライナへの食料支援等について情報共有を図るとともに、今月の第12回WTO閣僚会合、8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）、さらには我が国が議長国となる来年のG7に向けて食料安全保障分野で日EUが協力することを確認しました。また日EU双方の持続可能な農業政策について日本側からは「みどりの食料システム戦略」と本年4月に成立した「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 （通称：みどりの食料システム法）」を、EU側からは「欧州グリーンディール」、「農場から食卓へ（Farm to Fork）戦略」、「EU共通農業政策」（CAP）をそれぞれ紹介し、持続可能な食料システムへの変革の重要性を再度確認しました。

また、EUの放射性物質輸入規制の早期撤廃に向けた要請も行いました。

次回会合については、日本側での開催に向けて、EU側と調整していくこととなりました。

　お問合せ先

輸出・国際局国際地域課

担当者：東川、吉持

代表：03-3502-8111（内線3471）　ダイヤルイン：03-3502-5929

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**

<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■***NEW***消費者庁ウェブサイトの偽サイトにご注意ください　2022/6/15**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029164/>

　　 消費者庁ウェブサイトと同じ内容を表示する偽サイトの存在が確認されています。

これらの偽サイトのうちには、クリック先が悪質なサイトへのリンクに置き換えられているものがあり、サイバー犯罪等に用いられる可能性がありますのでご注意ください。

消費者庁ウェブサイトのアドレス(URL)は、「https://www.caa.go.jp/」です。

**■***NEW***「食品表示基準Q&A」を改正しました　2022/6/15**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/food\_labeling\_act/#140\_qa](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/%23140_qa)

**■***NEW***魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する意見募集の結果の公示について　2022/6/15**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029097/>

**■***NEW***第2回 景品表示法検討会の議事録を公表しました(2022年4月14日)　2022/6/10**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004/028258.html>

**■株式会社あきんどスシローに対する景品表示法に基づく措置命令について**

**2022年06月09日**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029023/>

**消費者庁は、本日、株式会社あきんどスシロー(以下「あきんどスシロー」といいます。)に対し、同社が供給する「新物!濃厚うに包み」と称する料理、「とやま鮨し人考案 新物うに 鮨し人流3種盛り」と称する料理及び「冬の味覚!豪華かにづくし」と称する料理に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第3号(おとり広告)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令(別添参照)を行いました。**

**公表資料**

**株式会社あきんどスシローに対する景品表示法に基づく措置命令について**

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms208_220609_01.pdf>

**■食品表示の適正化に向けた取組について　2022/6/8**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029061/>

　　消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

公表資料

食品表示の適正化に向けた取組について

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_220608_01.pdf>

**■消費者白書　令和4年版　2022/6/7**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/#white_paper_2022>

**■「令和3年度特定保健用食品の疾病リスク低減表示に係る調査・検討事業」調査報告書の公表について　2022/6/7**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/information/research/2021/#food220608](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2021/%23food220608)

**■消費者意識基本調査　2022/6/7**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/>

**■株式会社ココカラケアに対する景品表示法に基づく措置命令について　2022/6/7**

　<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029017/>

　　消費者庁は、本日、株式会社ココカラケアに対し、同社が供給する「SIXPACK EXCERSIZE(シックスパックエクササイズ)」と称するシャツ、「SIXPACK EXCERSIZE for Biz(シックスパックエクササイズフォービズ)」と称するシャツ、「SIXPACK EXCERSIZE short run(シックスパックエクササイズショートラン)」と称する下着及び「モアキュット」と称する下着に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

　公表資料

株式会社ココカラケアに対する景品表示法に基づく措置命令について

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_01.pdf>

別紙1

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_02.pdf>

別紙2

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_03.pdf>

別紙3

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_04.pdf>

別紙4

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_05.pdf>

参考

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_06.pdf>

別添1ないし4

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220607_07.pdf>

**■食物アレルギー表示制度に関する実態調査業務調査報告書を公表しました。2022/6/7**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/information/research/2021/#food220331](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2021/%23food220331)

**■令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書を掲載しました。**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/food\_sanitation/allergy/#research](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/%23research)

**■消費者庁をかたる商品の送り付けに御注意ください　2022/6/3**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028983/>

　　消費者庁をかたり、注文していない商品を着払いで送り付ける事案が発生していることが報告されています。消費者庁から、消費者の皆様に着払いで商品を送り付けたり、商品を送り付けて代金の支払を請求したりすることはありません。

不審な荷物が届いたら受け取らないようにしましょう。

**詳細**

**報告されている事案について**

送り主やその住所の記載が消費者庁となっている着払いの荷物が、個人宅に届いたという事案があったとの情報が寄せられました。

消費者庁から、消費者の皆様に着払いで商品を送り付けたり、商品を送り付けて代金の支払を請求したりすることはありませんので、十分に御注意ください。

**一方的な送り付けがあったときの対応**

本件にかかわらず、もし、一方的に荷物が送り付けられた場合には、以下のように対応しましょう。

まずは、身に覚えのない商品が届いた場合には、受け取らないようにしましょう。 着払いであれば、注文した商品ではない旨を運送業者に伝えた上で、代金を支払わないようにしましょう。

自分宛てに送られてきた注文していない商品は、仮に受け取ってしまった場合でも、直ちに処分することが可能です。また、事後的に金銭の支払を請求をされた場合にも、支払う必要は全くありません。

対応に困った場合には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 (困ったときは、一人で悩まずに消費者ホットライン「188(いやや!)」 に御相談ください。)

また、以下の関連リンクも御参照ください。

関連リンク

身に覚えのない自分宛ての商品が届いたあなた その商品、直ちに処分できます! 支払も不要です!

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice/index.html>

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★純和食品「ゼリーの時間、ゼリーの彩り」 - 返金／回収　原料原産地表示の欠落及び賞味期限の誤記載（本来の賞味期限より短く表示）　2022/6/16**

**★オルハコーポレーション「塩化マグネシウム」 - 返金／回収　添加物製造の許可を取得せず小分け製造してしまったため　2022/6/16**

**★マックスバリュ西日本（ザ・ビッグ北島店）「焼き立てパン各種」 - 返金／回収　商品に約5㎝の針状の異物が混入しているおそれがあるため　2022/6/16**

**★つくば学園通りお煎餅いおり庵「三筍最中のあんこ」 - 返金／回収　製品に膨張が認められたため　2022/6/16**

**★河鶴「お肉屋さんのキムチ」 - 返金／回収　異臭（薬品臭）がするため　2022/6/15**

**★ロックフローズン「まるで炊きたて帆立めし」 - 返金／回収　アレルゲン「小麦」の表示欠落　2022/6/15**

**★社会福祉法人あみの福祉会「糸こんにゃく」 - 返金／回収　ゴム破片が混入している可能性があるため　2022/6/14**

**★室蘭漁業協同組合「殻付ホタテ」 - 回収　麻痺性貝毒の基準値（4.0MU/g可食部）を超過する4.1MU/gが検出　2022/6/14**

**★おおのミルク工房「ゆめアイス（バニラ）」 - 回収　一般細菌数110,000/g（規格基準違反）　2022/6/14**

**★米見「ジビエ肉味噌」 - 回収命令　食品添加物の使用基準違反（そうざいにソルビン酸カリウムを添加したため）　2022/6/14**

**★はたけのみかた「manma四季の離乳食：9ヶ月～だいこんの鶏そぼろおじや」 - 返金／回収商品名誤表示（誤：「さつまいものおじや」）　2022/6/13**

**★社会福祉法人あみの福祉会「板こんにゃく、味付きしょうがこんにゃく、味付きするめこんにゃく、味付きごぼうこんにゃく」 - 返金／回収　こんにゃく製造に使用する器具の一部が破損し、製品内に破片が混入しているおそれ　2022/6/13**

**★吉田貞男「細竹（ねまがり竹）」 - 返金／回収　放射性物質基準値超過（放射性セシウム270Bq/kg検出」０22/6/13**

**★高知県農業協同組合「はるちゃんのアイス屋」 - 回収　アレルゲン「卵」、栄養成分表示の欠落、製造者名の不適切表示ほか　2022/6/10**

**★たいまつ食品「新潟県産コシヒカリ100%使用 玉子がゆ」 - 回収　商品袋に異常があるため（自社基準(耐圧強度)を満たさない）　2022/6/10**

**★ダイエー（此花店）「焼豚ブロック（福留ハム）」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：賞味期限22.7.22、正：消費期限22.6.9）　2022/6/10**

**★京王ストア「油淋鶏」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落、名称誤表示、添加物の表示欠落　2022/6/10**

**★亀屋良長「特「刀剣乱舞-花丸-」～雪ノ巻～×亀屋良長 京せんべい「薫る便り」」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落、優良誤認表示（古代小麦、沖縄の塩）、乳成分の表示過剰　2022/6/10**

**★生活協同組合コープさっぽろ「ベルギーチョコチップワッフル」 - 返金／回収　アレルゲン「乳成分」の表示欠落　2022/6/10**

**★タチヤ（長久手店）「ちりめん」 - 回収　ふぐ（種類不明）が混入　2022/6/10**



**★ウオロク（内野店）「かに風味シャキうまサラダM」 - 回収　アレルゲン「牛肉・鶏肉・豚肉・ゼラチン」の表示欠落　2022/6/10**

**★栗山米菓「玄米柿の種」 - 返金／回収　製品の過酸化物価の上昇が懸念されるため　2022/6/10**

**★生活協同組合コープさっぽろ「ベルギーワッフル（プレーン）」 - 返金／回収　アレルゲン「乳成分」の表示欠落　2022/6/10**

**★九州コーケン「食用油脂：Poi! CBD オイル」 - 返金／回収　製造許可範囲外での生産品　2022/6/9**

**★九州コーケン「食用油脂：CBDオイル5%/10%(オレンジ、ブルーベリー、レモン、ココア/無香料)」 - 返金／回収　製造許可範囲外での生産品　2022/6/9**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8068a715873c6ec58e1b8a24b767bfef42745261>

**■***NEW***インフルエンザ（総合ページ）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html>

**★細菌性食中毒★**

**■群馬・太田市の沢野小学校　児童や教職員71人がおう吐や下痢の症状　保健所で原因を調査**

**6/15(水) 21:22配信　群馬テレビ　群馬県太田市**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/37ed68687c5798690f976c6e61c9bf2236d62d4f>

**■仕出し弁当を食べた１１６人が食中毒　５～８４歳の男女が下痢や腹痛などの症状**

**6/15(水) 17:34配信　神戸新聞NEXT　兵庫県養父市**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/9acd02c4600fe9c52112a041ef15faa2e8a7dbc4>

　**営業許可施設等に係る行政処分　2022/6/15　兵庫県養父市**

**調査中**

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/hw14_000000020.html>

処分年月日　2022/6/15

業種　飲食店営業

施設名称　マルシェ

主な適用条項　法第6条

行政処分を行った理由　食中毒

病因物質　調査中

行政処分等の内容　営業停止3日間

**■焼き鳥などを食べた女性客3人が食中毒　串焼きレバーの不十分な加熱が原因か?**

**6/16(木) 16:29配信　RKK熊本放送　全文　熊本県熊本市**

**カンピロバクター**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1ba24d2c95d50f11ae46b5b4642ef25773244b2b>

**■施設等に対する行政処分等　2022/6/15　福岡県北九州市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18901262.html>

　食品衛生法により、施設等に対し、北九州市が行った行政処分等についてお知らせします。

公表年月日　令和4年6月15日

原因施設

施設名：よろず酒場あまやどり

業種：飲食店営業

適用条項　食品衛生法第6条第3号違反

行政処分等を行った理由　食中毒の発生

行政処分等の内容及び措置状況

　営業停止2日間（令和4年6月15日（水曜日）から令和4年6月16日（木曜日）まで）

備考

原因食品：令和4年6月3日（金曜日）に当該飲食店が提供したコース料理（品目の特定には至らず）

白肝の湯引きポン酢、月見つくねとパリパリ鶏串、鳥刺5種盛り、あまやどりサラダ、国産鶏の天婦羅（自家製天つゆ）、本日の炉端焼き（しいたけ）、国産親鳥のジンギスカン風鉄板焼き、焼きおに鶏茶漬け、自家製アイスブリュレ

原因物質：カンピロバクター

有症者数：5名

**■食中毒の発生について（令和4年6月15日）　千葉県船橋市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/eisei/001/p105825.html>

探知

　　令和4年5月30日(月曜日)、市内飲食店の利用者から「5月24日(火曜日)に会社の同僚と9人で市内飲食店を利用し、鶏炙り刺し等を喫食した。その後、5月28日(土曜日)から下痢、発熱等の症状を示し、他2人も同日から同様の症状を示している。」旨の届出があり、船橋市保健所衛生指導課が調査を開始した。

概要

　　これまでの調査の結果、令和4年5月24日(火曜日)に、飲食店「それ行け！鶏ヤロー津田沼店」を利用し、鶏炙り刺し等を喫食した1グループ9人中3人が、5月28日(土曜日)から下痢、発熱等の食中毒症状を示し、発症者全員が医療機関を受診していた。

　　発症者の共通喫食物が当該飲食店での食事に限られること、発症者の便からカンピロバクター属菌が検出されたこと、発症者の症状がカンピロバクター属菌による症状と一致すること及び診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、本日、船橋市保健所長は当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、当該飲食店の営業停止処分を行った。なお、入院した患者はなく、発症者は回復傾向にある。

1　喫食者数　9人

2　発症者数　3人（20代男性3人）

3　主な症状　下痢、発熱等

4　発症年月日　令和4年5月28日(土曜日)

5　原因施設

　屋　号：それ行け！鶏ヤロー津田沼店

　業　種：飲食店営業

6　原因食品　当該施設で提供された食事(鶏炙り刺し等)

7　検 査

　利用者便　4検体のうち下記2検体のみ陽性

　　　　　　　1検体カンピロバクター属菌及びぶどう球菌陽性

　　　　　　　1検体カンピロバクター属菌陽性

　従事者便　4検体のうち下記2検体のみ陽性

　　　　　　　1検体大腸菌O55陽性

　　　　　　　1検体セレウス菌陽性

　拭き取り　5検体のうち下記2検体のみ陽性

　　　　　　　1検体ぶどう球菌陽性

　　　　　　　1検体セレウス菌陽性

8　病因物質　カンピロバクター属菌

9　行政措置　営業停止3日間

令和4年6月15日(水曜日)から令和4年6月17日(金曜日)まで

船橋市における食中毒発生状況

・令和4年度　発生件数 2件、患者 5人（＊本件を含まず）

・令和3年度　発生件数 1件、患者 3人

・令和2年度　発生件数 5件、患者 5人

**■飲食店営業施設等に対する不利益処分等　2022/6/10　立川市**

**カンピロバクター**

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/ihan/kouhyou.html>

公表年月日　220610

業種等　飲食店営業

施設の名称　二代目　福きたる

主な適用条項　食品衛生法（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）。以下「法」という。）第６条の規定に違反するので、法第５５条を適用

※食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）附則第２条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者であるから、当該営業者に対する不利益処分については、この法を適用する。

不利益処分等を行った理由 食中毒

不利益処分等の内容　6月9日から6月11日まで営業停止

備考　（6月9日現在の状況）

原因食品：5月28日に当該飲食店で調理し、提供した食事※

※提供した料理の中に加熱不十分な鶏肉メニューを含む

提供した食事の主なメニュー：鶏のささ身ポン酢、手羽元の塩焼き等

病因物質：カンピロバクター

5月31日から4名が下痢、腹痛、発熱等を発症

**■食品衛生法違反者等の公表について　2022/6/10　足立区**

**カンピロバクター**

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/41510/040610hp.pdf>

公表年月日　令和４年６月１０日

業種等　飲食店営業

施設の名称　雑賀

主な適用条項

食品衛生法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の食品衛生法第６条第３号違反により、同法第５５条第１項を適用

不利益処分等を行った理由　食中毒の発生

不利益処分等の内容　営業停止命令　６月１０日から６月１６日まで７日間の営業停止

備考

病因物質：カンピロバクター・ジェジュニ

原因食品：令和４年５月２０日に当該施設で提供さ食事（加熱不十分な鶏肉を含む）

**■食中毒事件の発生について　2022/6/6　兵庫県尼崎市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/781/220606-04-02.pdf>

（概 要）

令和４年６月３日（金）午前１０時３０分頃、尼崎市民から「市内の飲食店を利用したところ、下痢、腹痛等の症状を呈している。」との一報が尼崎市保健所にあった。

保健所で調査を行ったところ、５月２７日（金）午後８時半頃から市内の飲食店「お肉と私の酒場HASEGAWA」で食事をした１グループ３人において、全員が下痢、腹痛及び発熱等の症状を呈していることが判明した。

これらの有症者に共通する飲食物は当該施設が提供した食事以外にないこと、有症者の発症状況が類似していること、有症者２人の検便からカンピロバクターが検出されたこと、

また、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、当該施設に対して６月６日（月）から８日（水）までの３日間の営業停止を命じた。なお、有症者については全員快方に向かっている。

１ 発生年月日（初発） 令和４年５月３０日（月）午前６時

２ 摂食者数 ３人

３ 有症者数 ３人（２４歳女性）

　

４ 入院者 ０人

５ 死亡者 ０人

６ 主な症状 下痢、腹痛及び発熱等

７ 原因食品 ５月２７日（金）に原因施設が提供した食事

＜参考 当該グループに提供された食事内容＞

炭火焼三種盛り（牛２種、鶏）、牛肉炙り寿司、サーモンとイクラのカルパッチョ、ピリ辛きゅうり、ローストポーク、海鮮アヒージョ、フライドポテト、チーズとんぺい、ナンピザトマトバジル、おいもスティック、バニラアイス

８ 原因施設 ＜施設所在地＞ 尼崎市内

 ＜施 設 名＞ お肉と私の酒場HASEGAWA

 ＜業 種＞ 飲食店営業

９ 摂食場所 原因施設

10 病因物質 カンピロバクター

11 潜伏時間 ５７時間００分から６０時間００分（平均５８．８時間）

12 措 置

（１）営業停止命令　令和４年６月６日（月）から８日（水）までの３日間

（２）検査等

ア 検便（有症者） ３検体（２検体からカンピロバクターを検出）

イ 施設の拭取り ５検体

（３）その他

原因施設の清掃及び消毒の徹底

調理器具、容器等の洗浄及び消毒の徹底

調理従事者に対する衛生教育の実施

本市における今年度の食中毒の発生状況（本件を含む）



**★ウイルスによる食中毒★**

**■**

**★寄生虫による食中毒★**

**■不利益処分等のお知らせ　２０２２/6/16　港区**

**アニサキス**

<https://www.city.minato.tokyo.jp/shokuhinkanshi1/kurashi/shokuhin/anzen/kyoka.html>

　公表年月日　令和4年6月16日

業種等　飲食店営業（\*注1）

施設の名称　築地すし好赤坂通り店

不利益処分等を行った理由 食中毒の発生

原因食品　令和4年6月6日に調理し、提供した寿司

原因物質　アニサキス

主な適用条項

食品衛生法第6条第3号の規定に違反するので改正前同法第55条第1項（\*注2）を適用

不利益処分等の内容及び停止を命令する営業の内容

不利益処分の内容　令和4年6月16日（1日間）の営業の一部停止命令停止を命令する営業の内容生食用鮮魚介類(冷凍品を除く。)の調理、提供。

　　なお、冷凍品とは-20℃以下で24時間以上の冷凍をしたものをいう。

備考　公表時の患者数：1名

アニサキスは海産哺乳動物を終宿主とする寄生虫です。サバ、イワシ、アジ、サンマ、スルメイカ等の魚介類には幼虫のままで寄生します。アニサキス症はアニサキスが寄生した魚介類を生食することにより感染し、多くが8時間以内に激しい腹痛や吐き気、嘔吐等の症状を引き起こします。アニサキスは酢やわさび、しょうゆでは死にませんが、-20℃で24時間以上の冷凍又は加熱により食中毒を防ぐことができます。

(\*注1)令和元年政令第123号の附則第2条の規定により、なお従前の例による営業

(\*注2)平成30年法律第46号の第2条の規定による改正前の食品衛生法

**■食中毒（疑い）が発生しました　発表日：2022年6月13日　　福岡県春日市**

**アニサキス**

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/syokuchudoku20220613.html>

　１　事件の探知

　令和４年６月１３日（月）、春日市内の医療機関から、サバの刺身等を食べて食中毒様症状を呈した患者を診察し、胃アニサキス症と診断した旨、筑紫保健福祉環境事務所に届出があった。

２　概要

　　筑紫保健福祉環境事務所及び福岡市が調査したところ、春日市のスーパーで６月９日（木）に購入したサバの刺身、カツオのたたき、バッテラ等を午後６時頃から自宅で喫食した福岡市在住の２名中１名が、食中毒症状を呈していることが判明した。

　現在、筑紫保健福祉環境事務所において、食中毒疑いとして調査を進めている。

３　発生日時　判明分：令和４年６月９日（木）午後８時頃

４　摂食者数　調査中　判明分：２名

５　症状　判明分：腹痛

６　有症者数　調査中　判明分：１名（７０代男性）

 医療機関を受診しているが、入院はしていない。

　　　　　重篤な症状は呈しておらず、ほぼ回復している。

７　原因施設、原因食品、病因物質

（１）原因施設：調査中

（２）原因食品：調査中

（３）原因物質：アニサキス

８　その他

〈参考〉県下における食中毒の発生状況（６月１３日現在。調査中の事件を除く。）

　

**■飲食店営業施設等に対する行政処分等　2022/6/11　町田市**

**アニサキス**

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/hokenjo/syokuhin/oshirase/ihan.html>

　公表年月日　2022年6月11日

施設の名称　まんま屋汁べゑ　町田店

業種 飲食店営業

原因食品　2022年6月2日に当該施設で提供された魚介類の刺身

(カツオ、カンパチ、アジ、イサキを含む)

病因物質　アニサキス

不利益処分を行った理由　食中毒

不利益処分等の内容　6月10日の1日間の営業一部停止

一部停止の範囲：鮮魚介類（-20℃で24時間以上冷凍したものを除く。）の生食用での調理提

供

適用条項　食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第3号の規定に違反

備考 喫食者2名（患者1名）

**■再掲　食中毒発生状況　2022/6/4　宮城県仙台市**

**アニサキス**

　<http://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/kurashi/anzen/ese/shokuchudoku/ichiran.html>

　発生月日　2022/6/4

　発生場所　宮城野区

　喫食者数　4

　患者数　1

　原因食品　刺身(カツオたたき、イワシ)(推定)

　病因物質　アニサキス

　原因施設　飲食店

**食中毒事件概要　2022/6/4　宮城県仙台市**

**アニサキス**

<https://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/syokutyudoku/gaiyou220607.html>

発生概要

1.発生月日　6月4日（土曜日）

2.原因施設

（1）施設名　力寿司

3.摂食者数　4名

4.発症者数　1名(60代女性)　※入院はしておらず、快方に向かっている

5.原因食品　刺身（カツオたたき、イワシ）（推定）

6.病因物質　アニサキス

7.主症状　吐き気、腹痛

8.喫食時間　6月3日（金曜日）　19時頃

9.発症時間　6月4日（土曜日）　0時頃

発生探知と調査の概要

1. 当該施設で刺身等を喫食後、腹痛等食中毒症状を呈したため医療機関を受診したところ、アニサキスが摘出された」旨の連絡があった。宮城野区保健福祉センター及び八戸市保健所にて調査を行ったところ、患者は発症前3日間、当該施設以外で魚介類の生食はしていなかった。
2. 6月6日月曜日、宮城野区保健福祉センターが当該施設を調査したところ、刺身に使用された魚介類のうち一部が冷凍処理されていないものであることが判明した。
3. 市保健所では次のことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

(1)患者は、発症前3日間で、当該施設で提供された食品以外に、アニサキスが生きたまま混入している可能性のある鮮魚介類を喫食していないこと。

(2)患者の潜伏時間及び症状が、アニサキスによるものと一致したこと。

(3)医療機関で患者からアニサキス虫体が摘出され、患者を診察した医師から、食中毒の届け出があったこと。

提供食品

刺身（カツオたたき、しめサバ、イワシ）、お通し、さつまあげ、牛タン焼き、特上寿司（ほたて、マグロ、大トロ、穴子、ホッキ貝、ウニ、イクラ、ボタンエビ、白身魚（タイ、ヒラメ、スズキ、カンパチのうちいずれか2種類））

行政処分等（仙台市保健所）

営業の一部停止処分（生鮮魚介類（冷凍品を除く）の生食用での調理、提供（寿司の販売を含む）の停止）　6月7日（火曜日）1日間　（処分日6月7日）

**★自然毒による食中毒★**

**■釣ったフグ食べ食中毒　男性2人に症状　長崎市で14年ぶり**

**2022/6/15 11:40 (JST)　長崎新聞 　長崎県長崎市**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://nordot.app/909630772519059456?c=39546741839462401>

**食中毒事件の発生　2022/6/14****長崎県長崎市**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/06/1655181769.pdf>

　１ 事件の探知

令和4年6月10日（金）10時40分頃、市内の医療機関から、フグ中毒が疑われる患者を診察し、現在入院中であるとの通報があり探知した。

２ 事件の概要

患者 2 名は、自分で釣ったフグを 6 月 9 日（木）に自宅で調理し、同日 21 時頃に喫食した。うち 1 名が、6 月 10 日（金）0 時頃全身の痺れや下痢等の症状を呈し、医療機関に緊急搬送され入院した。また、もう 1 名も 6 月 10 日（金）3 時頃、手足の痺れや嘔吐等の症状を呈し、同日 14 時頃に同医療機関で診察を受けた。患者を診察した医師から食中毒の届出があり、患者の喫食状況及び発症状況から、フグによる食中毒と判断した。

３ 患者の状況 有症者数： 2 名

男性 2 名(30 代、40 代)うち入院者 1 名

※入院者は既に退院しており、2 名とも治癒または快方に向かっている。

４ 喫食・発生場所 家庭

５ 原因食品 フグ（種類不明）

６ 病因物質 フグ毒「テトロドトキシン」（推定）

７ 保健所の対応 患者の喫食状況及び健康状況等の調査

８ 食中毒発生状況（令和 4 年 6 月 14 日（火）現在、本件を含まず

　

**★化学物質による食中毒★**

**■**

**★細菌による感染症★**

**■**

**★ウイルスによる感染症★**

**■感染性胃腸炎の集団発生について　2022/6/9　岩手県北上市**

**感染症　サポウイルス**

<https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/167/220609.pdf>

このことについて、次のとおり、サポウイルスによる「感染性胃腸炎」の集団発生がありましたので、県民への注意喚起のためお知らせします。

記

１ 発症状況等について

北上市内の保育園（園児 136 名、職員 39 名）

（１） ６月７日（火）に、当該施設から中部保健所へ、複数名の園児が嘔吐、下痢等の症状を呈している旨の連絡あり。

（２） 同日から、中部保健所が調査を開始し、６月５日(日)から６月９日(木)にかけて、園児及び職員に嘔吐、下痢等の症状があったことを確認。

（３） 重症者はなく、いずれも回復傾向にある。

【有症者の性別・年齢別構成】 （単位：人）

２ 調査結果について

（１） 環境保健研究センターで実施した糞便検査の結果、有症者４名からサポウイルスを検出。

（２） 中部保健所が実施した調査結果から、施設の食事を原因とする食中毒は否定。

（３） 中部保健所は、当該施設に対し手洗い及び消毒方法等の感染対策について指導。

【県内の発生の状況】 （盛岡市分を含む、( )内は年度累計、単位：件）



**★その他の感染症★**

**■八重山地域では初めてとなる日本紅斑熱の発生について　2022/6/14　沖縄県八重山**

**感染症　マダニ**

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/yobou/press/documents/press_20220614.pdf>

　１ 概要

日本紅斑熱は、紅斑熱群リケッチアの１種 Rickttsia Japonica を起因病原体とし、マダニに刺咬されることによって感染します。

感染症発生動向調査による日本紅斑熱の患者報告数は、沖縄県ではこれまで 2010 年４月に推定感染地域を沖縄本島北部地域とする初めての報告があって以降、2021 年までに５例の報告がありました。いずれも感染地域（推定含む）は沖縄本島北部地域でしたが、2022 年６月 13 日に、本県では６例目、感染地域として八重山地域では初めてとなる患者の報告がありました。日本紅斑熱の前回の報告が 2021 年であり、感染地域は異なりますが２年連続での発生となります。

２ 患者情報

八重山保健所管内在住の 40 代、男性。

令和４年５月 20 日に発熱があり、５月 24 日に医療機関に入院、治療。発熱以外には発疹、肝機能障害がみられました。直近の渡航歴はなく、現在は経過良好となっています。

臨床症状から日本紅斑熱等を疑い、県衛生環境研究所で検査を進めていたところ、血液のPCR および遺伝子解析により陽性となりました。

３ 日本紅斑熱とは ４類感染症

病 原 体：リケッチア・ジャポニカ（Rickettsia japonica）

感染経路：病原体を保有するマダニに刺咬されて感染します。ヒトからヒトへの感染はありません。

潜伏期間：２～10 日間。

症 状：高熱、発疹、刺し口が主要な徴候です。

治 療：本症を早期に疑い適切な抗菌薬（テトラサイクリン系の抗生物質等）を投与することが極めて重要です。

予 防：ワクチンはありません。媒介ダニに刺咬されないことが極めて重要です。

マスコミ各位 令和４年６月 14 日（火）

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 感染症予防班

担 当：加藤、嘉数

電 話：０９８－８６６－２０１３

４ 日本紅斑熱の患者発生状況

日本紅斑熱は 1999 年に感染症法の４類感染症に指定されて以降、2006 年までは全国で年間 30～60 例で推移していましたが、その後増加傾向にあり、2017 年以降は 300 例を超える状況が続き、2021 年には最多の 487 例（暫定値）が報告されました。

表：県内および全国の患者報告数（2010 年以降）



※ 2010 年の県内１例は初報告例

※ 全国の 2021 年は暫定値、2022 年は第 22 週（５月 30 日～６月５日）時点

５ 予防方法

ダニに刺咬されないことが重要です。

（１）山野に入る際には、肌の露出を少なくし、防虫スプレーを適宜使用して下さい。

（２）むやみに地面に腰を下ろしたり寝転んだりしない(座る時は敷物を使う)ようして下さい。

（３）脱いだ服を草むらに放置しないで下さい。

（４）帰ったらすぐに入浴(シャワー)をして下さい。

（５）着用した服は使い回さず、その日で洗濯して下さい。

（６）山林や野原に立ち入って１～２週間後に発疹や発熱の症状が現れたら、すぐに医療機関で受診して下さい。

（７）吸血中のダニを見つけた時は、無理に取ろうとするとダニの一部が皮膚内に残る可能性がありますので、できるだけ医療機関で処置を行って下さい。

６ 参考

● 沖縄県感染症情報センター「感染症発生動向調査 週報・月報 ～速報～」

＜全数把握疾患（１～５類）＞に、日本紅斑熱の情報を掲載しています。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/eiken/kikaku/kansenjouhou/home.html#syugepou>

● 厚生労働省「日本紅斑熱について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522_00001.html>

● 国立感染症研究所「日本紅斑熱とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/448-jsf-intro.html>

**★違反食品★**

**■違反食品等に対する行政処分等　2022/6/9　岩手県洋野町**

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/joho/1004489.html>

公表年月日　2022/6/9

　違反食品等　アイスクリーム：ゆめアイス（バニラ）

　適用条項　食品衛生法第13条第2項

　違反内容　規格基準違反

　違反食品販売者　株式会社おおのミルク工房

　行政処分等の内容及び措置状況　回収命令

**★その他関連ニュース★**

**■【感染症情報】感染性胃腸炎と手足口病4週連続増 - RSウイルス感染症は3週連続で増加**

**6/14(火) 12:20配信　医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/c7c280f97a9b921de6b67b63b3c8c2770e762248>

**■函館、ノロ集団感染急増　本年度既に４件「手洗い徹底を」　アルコール消毒効果薄く**

**2022/06/07 05:00　北海道新聞**

<https://news.goo.ne.jp/article/hokkaido/region/hokkaido-690337.html>